入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年６月１４日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
菊池川河川事務所長　杉町　英明

１　調達内容等

（１）調達件名及び数量　　令和元年度竜門ダムエレベータ設備修繕　１式
（電子入札対象案件）

（２）調達案件の特質等　　入札説明書による。

（３）履行期間　　契約締結の翌日から令和２年１月３１日まで

（４）履行場所　　熊本県菊池市龍門地先

（５）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、本調達案件価格のほか、本調達案件に要する一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

（６）電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用

本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

（１）予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）開札までに平成３１・３２・３３年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のＡ又はＢ又はＣ又はＤ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成３０年１１月２６日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

（４）平成１６年度以降公告日までに元請けとして完成又は完了したエレベータ設備にかかる①又は②の実績を有しなければならない。なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

①　設備を製作し据付した工事又は設備を修繕した工事
ただし、当該実績が平成１６年度以降に完成した地方整備局所掌の工事（港湾空港関係

を除く）に係るものにあっては、評価点合計が６５点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは施工実績として認めない。

② 設備を点検整備した業務

※「製作し据付」とは、自社工場で上記設備全体のシステム設計及び主要設備の製作を行い、設備全体を施工した場合をいう。

※「修繕した工事」には、役務による修繕は含まない。

※「点検整備した業務」とは、機械設備点検・整備共通仕様書（案）（国土交通省）でいう点検又は整備を含むものを対象とする。

（５）九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所が所在すること。

（６）本業務の配置予定技術者は、公告日現在で次のア）又はイ）又はウ）の条件を満たすこと。

ア）昇降機検査技術者の資格を有する者。

イ）エレベータ設備の点検整備における管理技術者又は工事（修繕（改造、更新含む）工事含む）における主任（監理）技術者として実務経験を有する者。

ウ）エレベータ設備の製作・据付又は修繕（改造・更新含む）又は点検・整備業務に関して、実務経験が以下のとおりの者。

学　　歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を納めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	２年以上	３年以上
短大・高専卒業後	３年以上	４年以上
高校卒業後	５年以上	６年以上
その他	８年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

（７）配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。

※恒常的な雇用関係とは、申請書等の提出日以前３ケ月以上の雇用関係があることをいう。

（８）事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

（９）申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

（１０）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合

イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼

ねている場合

イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（１１）電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

（１２）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（１３）入札説明書の交付を直接受けた者であること。

３　入札書及び申請書等の提出場所等

（１）入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒８６１－０５０１　熊本県山鹿市山鹿１７８

九州地方整備局菊池川河川事務所　経理課　専門官（内線４０４）

電話０９６８－４４－２１７１　fax０９６８－４４－０１０４

（２）入札説明書の交付場所及び交付方法

①　交付場所は、上記３（１）に同じ

②　郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

（３）電子調達システムのＵＲＬ

https://www.geps.go.jp/

（４）電子調達システム、持参又は郵送等による申請書等の提出期限

令和元年６月２８日　１７時００分

（５）電子調達システム、持参又は郵送等による入札書の提出期限

令和元年７月１７日　１７時００分

（６）開札の日時及び場所

令和元年７月１８日　１３時３０分　九州地方整備局菊池川河川事務所入札室

４　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金　　免除

（３）　競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項

本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記３（４）に示す提出期限までに上記３（３）に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記３（４）に示す提出期限までに上記３（１）に示す場所に提出しなければならない。

③　上記①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

④　上記２（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も上記４（３）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（４）落札対象

申請書等を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

（５）入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、九州地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消す。

（６）契約書の作成の要否　　要

（７）落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

（８）手続きにおける交渉の有無　　無

（９）本調達案件に関する詳細は入札説明書による。